

## 【速報版】

### 1. 議事日程

[令和5年第1回安芸高田市議会臨時会第1日目]

令和5年10月20日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

#### 【第1号】

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第73号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例  
日程第4 議案第74号 工事請負契約の締結について（安芸高田市サッカーパーク人工芝改修工事）  
日程第5 発議第8号 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	宍戸邦夫

### 3. 欠席議員は次のとおりである（0名）

### 4. 会議録署名議員

7番 山根温子 8番 先川和幸

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（7名）

市長 石丸伸二 総務部長 高藤誠  
企画部長 高下正晴 市民部長 内藤道也  
総務課長 新谷洋子 政策企画課長 佐々木満朗  
社会環境課長 若狭孝祐

【速報版】

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長 毛利幹夫 事務局次長 藤井伸樹  
主任主事 山口渉 主事 實村峻

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 大下議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
毛利事務局長。  
○毛利事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の「工事請負契約の締結について」、1件の報告がありました。  
第3点、監査委員より、令和5年8月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。

- 大下議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、7番 山根議員及び8番 先川議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

- 大下議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

山本議会運営委員長。

- 山本議会運営委員長 令和5年第1回臨時会の運営につきまして、去る10月10日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日のみといたします。

本臨時会に付議されます案件は、議案2件、発議1件の計3件でございます。

議案審査についてですが、付議された全ての案件について、委員会付託を省略することといたしました。

以上、報告を終わります。

## 【速報版】

○大下議長 お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることに、御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第73号 「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」

○大下議長 日程第3、議案第73号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

本案は広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

内藤市民部長。

それでは、議案第73号の要点の説明をします。

まず、説明資料を御覧ください。

改正理由です。

広島県からの権限移譲により、旅館業の営業の許可は本市で実施しております。

旅館業法の一部改正に伴い、広島県の令和5年9月定例会において、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例などが一部改正されました。

よって、広島県の条例改正内容に沿い、地位の承継の承認申請手数料を項目として加えるとともに所要の改正を行うものです。

改正する内容は御覧の2項目になります。

次に、議案書の2ページをお願いいたします。

右が改正前、左が改正後です。

3の環境衛生関係の表において、広島県の条例改正内容に沿い、改正を行うとともに、参照する法律の条項ずれの整理を行っております。

最後に、附則において、この条例の施行期日を定めております。

以上で、要点の説明を終わります。

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

- お諮りいたします。  
本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。
- (質疑なし)
- 大下議長 質疑なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。
- (討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第73号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- [起立多数]
- 大下議長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- ~~~~~○~~~~~
- 日程第4 議案第74号 「工事請負契約の締結について（安芸高田市サッカー公園人工芝改修工事）」
- 大下議長 日程第4、議案第74号「工事請負契約の締結について（安芸高田市サッカー公園人工芝改修工事）」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 本案は、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。  
御審議のほど、よろしくお願ひします。
- 大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 本件は、吉田町西浦にある安芸高田市サッカー公園の人工芝の老朽化に伴って、人工芝の撤去及び設置工事をするもので、先般、契約相手方と契約金額が決まりましたので、この工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものです。  
詳細は担当課長が説明します。
- 大下議長 続いて説明を求めます。  
佐々木政策企画課長。
- 佐々木政策企画課長 それでは、議案第74号「工事請負契約の締結について」、議案書に併せてお配りをしております説明資料に基づき、要点の説明をします。  
説明資料を御覧ください。  
まず工事の目的は、先ほど部長が説明したとおりでございます。  
過去4年間の人工芝グラウンドの利用者数は年間約2万人から2万6,000

## 【速報版】

人の利用があり、おおむねユースと一般利用が半々となっています。

次に、工期ですが、2024年3月29日までとしています。

次に、入札の経過ですが、契約の方法は事後審査型一般入札で、8月21日の公告後から仮契約までの経過については記載のとおりです。

次に、本工事の工事内容ですが、過去に2度、オーバーレイによる人工芝の敷設を行っておりますので、3層分の撤去となります。

人工芝の下のアスファルト舗装が一部沈んでいるところが見られますので、その部分の施工として2,040平米、人工芝舗装として1万920平米の敷設を行うものです。

次に、議案をお願いいたします。

議案第74号「工事請負契約の締結について」です。

契約の目的は、安芸高田市サッカー公園人工芝改修工事、契約の方法は事後審査型一般競争入札、契約の金額は2億3,067万4,477円。

契約の相手方が、日本道路株式会社広島営業所です。

以上で、説明を終わります。

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

金行議員。

この契約について、何件ぐらいの会社の入札があったのか、1点お聞きします。

答弁を求めます。

佐々木課長。

入札に関しましては、6社が入札のほうに参加していただきました。

○大 下 議 長

ほかに質疑はありませんか。

金行議員。

今、6社とおっしゃったんですけど、その6社の名前は挙げられるものなら挙げられて、いろいろ規約があって駄目なら駄目なんですが、6社が挙げられるものなら教えてください。

○大 下 議 長

答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木 政策企画課長

詳細なことについては、議決後にホームページで公開することとしております。

そちらを御覧ください。

○大 下 議 長

ほかに質疑はありませんか。

南澤議員。

過去に2度、オーバーレイの工法で上に重ねていらっしゃると思うんですけども、その分プラスチックの人工芝が磨耗して、どこかに流出しているかと思います。

新しく張り替えるということなんですかけども、マイクロプラスチックの外部への流通の対策というのは何か考えていらっしゃいますでしょ

- 大下議長 うか。
- 佐々木政策企画課長 答弁を求めます。
- 大下議長 佐々木課長。
- 佐々木政策企画課長 その対策につきましては、現在の設計の中には入っておりませんけど、落札した業者と今後、対策をするように協議をするようにしております。具体的には、流末の最後のところにあります調整池に入るところにゴムチップが流れないような対策をしたいというふうに考えております。
- 大下議長 ほかに質疑はありませんか。
- 熊高議員 熊高議員。
- 大下議長 説明資料の中に利用者数の推移が書いてありましたけども、21年度から22年度にかけて3割ぐらい増加しているんですが、この要因はどのような要因で3割ぐらい増えていったかというのが確認できればと思います。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 佐々木政策企画課長 佐々木課長。
- 佐々木政策企画課長 利用人数の増加でございますけど、コロナによる利用制限があったので、そちらの回復ということと、あと指定管理者でありますサンフレッヂュニアサッカーフィールドのほうが利用促進策を図ったというふうに分析しております。以上でございます。
- 大下議長 ほかに質疑はありませんか。
- 熊高議員 熊高議員。
- 大下議長 今回、老朽化ということで補修するのは当然の流れだと思うんですが、今後、先ほどの利用者数の推移も含めて、改修によっての投資効果、将来的にどのような利用者数を見込んでいるのか、お聞きしたいと思います。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 佐々木政策企画課長 佐々木課長。
- 佐々木政策企画課長 利用者数については、新しく施設ができるということで、これまで以上に利用というのは予測はされるというふうには思っております。具体的な利用策については、サンフレッヂュニアサッカーフィールドのほうと協議という形になりますけど、例えばユースの試合、公式戦といったところも誘致できるというふうに思いますし、少年少女のサッカーチーム、そういうところの誘致というのも、サンフレッヂュニアサッカーフィールドと話をする中でそういうところにも取り組んでいただくように協議をしてまいりたいというふうに思っております。
- 大下議長 ほかに質疑はありませんか。
- 児玉議員 児玉議員。
- 児玉議員 人工芝の張り替えで、人工芝の古い分が撤去とあるんですが、これはどのような処理をされるのか、お考えを伺いたいと思います。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 佐々木政策企画課長 佐々木課長。

## 【速報版】

- 佐々木政策企画課長 現時点での設計は、全て廃棄という形にしております。  
剥がした後の状態というのが、3層ありますので、うまい具合に剥がれるかどうかというのが分からぬというのが今の状況でございます。  
ただ幾らか使えるというようなことがあれば再利用というようなところも含めて、業者と協議をしていきたいというふうに思っております。
- 大下議長 ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 大下議長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
(討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第74号「工事請負契約の締結について（安芸高田市サッカーパーク人工芝改修工事）」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 大下議長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- ~~~~~○~~~~~
- 日程第5 発議第8号 「核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書について」
- 大下議長 日程第5、発議第8号「核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書について」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
2番、田邊議員。
- 田邊議員 発議第8号「核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書」について、提案理由を申し上げます。  
1945年8月、広島、長崎両市は一発の原子爆弾により、一瞬にして廃墟と化し、多くの尊い命が奪われました。  
放射線による被爆者の苦しみは、被爆から75年以上経過した今も続いており、核兵器廃絶は被爆地広島、長崎の切なる願いです。  
国際社会においては、核兵器の非人道性に対する認識の広がりや核軍縮の停滞などを背景に、令和3年1月に核兵器禁止条例が発効し、史上初めて核兵器が全面的に禁止されるべき対象であることを明確にする根本規範ができ、昨年6月には第1回締約国会議がウィーンで開催されました。

## 【速報版】

しかしながら、この会議には核保有国やその同盟国の多くは参加しておらず、今後、同条約を広く浸透させ、核兵器廃絶の推進力としていくために、署名批准国の一層の拡大を図っていくことが課題となっております。

今もなお、核兵器使用のリスクに世界が直面する中で、唯一の被爆国である我が国は核兵器廃絶の実現に向け、特別な役割と責務を負っています。

このため政府に対し、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求め、意見書を提出するものです。

御審議のほど、よろしくお願ひします

○大下議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第8号「核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和5年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員